

令和8年度つくば市農業振興事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市内農産物等の品質向上及び農業者の所得向上等に資する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるものとし、対象者、対象経費、補助率等及び交付申請の期日は、別表1から別表6に掲げるとおりとする。

- (1)家畜畜産物衛生指導事業
- (2)農業用廃プラスチック適正処理対策事業
- (3)果樹振興事業
- (4)芝振興事業
- (5)特別栽培農産物等資材購入費補助事業
- (6)転作助成事業

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手するときは、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(事業の内容変更・中止・廃止)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容に重要な変更が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金変更・中止・廃止申請書（様式第4号）を市長に提出し、

その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項に規定する「重要な変更」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 総事業費の増額

(2) 補助金額の減額（30%を超える減額に限る。）

なお、この場合における30%は、交付決定額（変更の承認があったときは、直近の変更承認後の額）を基準として算定する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金変更・中止・廃止承認書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して20日以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金請求書（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 補助事業者は、前条の規定にかかわらず、補助金の概算払を受けようとするときは、令和8年度つくば市農業振興事業費補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（帳簿等の保存）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿等その他証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。